

令和4年度 第2回三重地方最低賃金審議会議事録

- 1 開催日時 令和4年7月13日（水） 11時00分～11時35分
- 2 開催場所 津市島崎町327-2 津第二地方合同庁舎 地下共用会議室
- 3 出席委員
公益代表 中村 玲子 前田 茂樹 三好 正人 安井 広伸
労働者代表 浅野 啓介 伊藤 久志 葛山真由美 藤岡 充昭 前田 良彦
使用者代表 大西 宏弥 栗須百合香 中村 和仁 別所 浩己 宮路 元美

4 議題

- (1) 三重県最低賃金の改正決定について（諮問）
- (2) 特定（産業別）最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）
- (3) 三重県最低賃金の改正決定における審議の進め方について

5 開会 (賃金係)

只今より令和4年度第2回三重地方最低賃金審議会を開会させていただきます。

では、先ず、最低賃金審議会令第5条第2項に規定されております定足数についてですが、15名の委員の内、公益側の藤本委員から欠席のご連絡をいただいております。

従いまして、14名の出席により、最低賃金審議会令第5条第2項に規定されております定足数について、これを満たしており、有効に成立していることをご報告させていただきます。

また、本日の審議会は三重地方最低賃金審議会運営規程第6条第1項の規定により公開対象であり、公開の場合の事務処理要領に基づく公示を行ないましたところ、傍聴申込があり、6名の傍聴を認めておりますので、よろしく申し上げます。

それでは、開会にあたりまして三重労働局長から、ご挨拶を申し上げます。

(局長)

おはようございます。

(皆)

おはようございます。

(局 長)

三重労働局長の金尾でございます。

本日は、ご多忙中のところ、令和4年度第2回三重地方最低賃金審議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

委員の皆様には、日頃から、最低賃金審議会の円滑な運営につきましてご協力を賜っておりますことに、改めまして厚く御礼申し上げます。

さて、本日の審議会につきましては、「三重県最低賃金」の改正決定について諮問させていただくこととしております。

併せて、特定（産業別）最低賃金につきましても、改正決定の申出がありました4業種に係る「改正決定の必要性の有無について」の諮問をさせていただくこととしておりますので、よろしくお願い申し上げます。

賃金改定と非常に密接な関係がございます経済情勢におきましては、直近の内閣府の「月例経済報告」が、令和4年6月20日に出ております。総括判断としましては、「景気は、持ち直しの動きがみられる。」となっており、「先行きについては、感染対策に万全を期し、経済社会活動の正常化が進む中で、各種政策の効果もあって、景気が持ち直していくことが期待されるとされております。ただし、ウクライナ情勢の長期化や中国における経済活動の抑制の影響などが懸念される中、原材料価格の上昇や供給面での制約に加え、金融資本市場の変動等による下振れリスクに十分注意する必要がある。」とされているところでございます。

本年度の審議会におきましては、こうした状況についても十分配慮いただきながら、審議を始めていただくこととなります。委員の皆様におかれましては、様々なお立場から様々なご意見があろうかと存じますが、慎重かつ闊達なご審議をよろしくお願い申し上げます。

簡単ではございますが、開会にあたっての挨拶とさせていただきます。

本日はよろしくお願い申し上げます。

(賃金係)

ありがとうございました。

それでは審議会の議事に入りますが、議事進行は、運営規程により会長が行っていただくことになっておりますので、会長よろしく願いいたします。

(1) 三重県最低賃金の改正決定について（諮問）

（会 長）

委員の皆様には、ご多用の中、本審議会にお集まりいただきまして誠にありがとうございます。

先日参議院選挙も終わりました、期間中に安倍元総理が銃撃をされるという悲惨な事件が起ってしまいましたけれども、選挙活動の中で各政党の公約を聞かせていただいたところ、どこの政党も最低賃金の引き上げ、賃上げというものを重要課題の一つという形でうたわれておりました。それだけ、この社会における最低賃金の注目度が非常に高まっているのだらうと感じたところでございます。ということは、我々の審議会の責任の重大さというのを感じさせていただきました。

先ほど局長からのご挨拶にもありましたように、本日は三重県の最低賃金及び特定（産業別）最低賃金の諮問を受けるということで、いよいよ本格的な審議が始まるなというようなところでございます。それぞれのお立場があることは十分承知を致しておりますが、最後まで慎重なご審議を頂きますようよろしくお願いいたします。

それでは、只今より令和4年度第2回三重地方最低賃金審議会を開催いたします。

それでは、先ず、議事の1番目の「三重県最低賃金の改正決定について」の諮問をお受けしたいと思います。

— 局長から会長に「諮問文」の手交 —

（会 長）

只今、局長から諮問文を頂戴いたしました。

それでは、事務局で諮問文の配布をお願いいたします。

— （写）を各委員に配付する。 —

（会 長）

それでは、事務局の方で諮問文の朗読をお願いします。

（賃金係）

それでは、朗読させていただきます。

— 賃金係、諮問文を朗読 —

（会 長）

それでは、只今の諮問の背景等について、事務局からご説明をお願いします。

(室 長)

それでは、先ず、諮問の背景に関しまして、ご説明させていただきます。

最低賃金制度については、低賃金労働者の保護、公正競争の確保、労使関係の安定の促進に役立っているところですが、これまで紆余曲折を経まして現在に至ってございます。

現在の審議会方式による決定方式につきましては、昭和 52 年の中央最低賃金審議会答申により定められたものですが、この内容は、全国的に整合性のある決定が行われるよう 47 都道府県をランク分けし、最低賃金改定の目安額を作成して一定期日までに地方最低賃金審議会に提示するというものです。

この目安制度は昭和 53 年から導入されていますが、本年も厚生労働大臣から中央最低賃金審議会に、地域別最低賃金額改定の目安について 6 月 28 日に諮問され、目安小委員会に審議が付託されました。

つきましては、地方の最低賃金審議会におきましても、中央最低賃金審議会から今後示される目安額に基づき、審議する必要が生じたので、今回、三重労働局長から三重地方最低賃金審議会会長宛てに諮問をさせていただきました。

よろしく願いいたします。

続いて、お手元の本資料に基づき、最低賃金を取り巻く情勢について、順次、説明をさせていただきます。

1 資料 1 をご覧下さい。

これは本年の連合・経団連の春季の賃上げ妥結状況です。

2 次に資料 5 をご覧下さい。

この資料は三重県における令和 3 年の定期給与、出勤日数、労働時間等の状況を、産業別に前年と比較したものです。

規模 5 人以上と 30 人以上で分類しておりますので、先ず、上段の規模 5 人以上の表をご覧下さい。

- ・産業区分の一番上の「調査産業計」の「決まって支給する給与」は、260,969 円、前年比プラス 1.3%、
- ・「所定内労働時間数」は、127.2 時間、前年比、差なし
- ・「所定外労働時間数」は、11.3 時間、前年比プラス 8.6%

となつてございます。

次に、下段の規模 30 人以上の表をご覧下さい。

- ・産業区分の 1 番上の「調査産業計」の「決まって支給する給与」は、

289,820 円、前年比マイナス 0.2%、

- ・「所定内労働時間数」は、131.4 時間、前年比マイナス 0.4%、
- ・「所定外労働時間数」は、13.4 時間、前年比プラス 3.2%
となっております。

3 次に、資料 6 をご覧下さい。

労働経済指標の推移でございますが、

(1) まず、区分の 2 列目「消費者物価指数」を見ていただきたいのですが、
指数につきましては、右上に書いてございます、令和 2 年を 100 とする方式で、また、三重県の数値は県庁所在地（津市）の数値を用いています。
上から 3 段目の令和 3 年平均を見ていただきますと、全国、三重県共に 99.7
で前年比マイナス 0.3%という状況になってございます。

(2) 現金給与総額の名目賃金指数と実質賃金指数です。

(ア) まず、名目賃金指数ですが、

- ① 全国の令和 3 年平均は、
規模 5 人以上が 100.3 で、前年比プラス 0.3%、
規模 30 人以上が 100.9 で、前年比プラス 0.9%
という状況になってございます。
- ② 三重県では令和 3 年平均は、
規模 5 人以上が 101.9 で、前年比プラス 1.9%、
規模 30 人以上が 99.7 で、前年比マイナス 0.3%
という状況になってございます。

(イ) 次に、実質賃金指数ですが、

- ① 全国の令和 3 年平均は、
規模 5 人以上が 100.6 で、前年比プラス 0.6%、
規模 30 人以上が 101.2 で、前年比プラス 1.2%
という状況になってございます。
- ② 三重県では令和 3 年平均は、
規模 5 人以上が 102.2 で、前年比プラス 2.2%、
規模 30 人以上が 100.0 で、増減なし
という状況でございます。

4 次に資料 7 「鉱工業生産指数及び鉱工業製品在庫指数の推移」をご覧下さい。
直近 3 年分の年平均についてご説明しますと、平成 27 年を 100 とした数値で、

三重県の鉱工業生産指数は、

令和元年平均 106.7、令和 2 年平均 100.0 と減少しており、
令和 3 年平均は、110.2 となっております。

三重県の鉱工業製品在庫指数は、

令和元年平均 91.0、令和 2 年平均 101.5 と増加しており、
令和 3 年平均は、95.5 となっております。

5 次に資料 8 「安定所別有効求人倍率の推移」をご覧ください。

令和 4 年 5 月の三重県の有効求人倍率の季節調整値は、1.38 であり、前月を
0.03 ポイント下回っています。

なお、後ろにご参考までに、各安定所別の「新規学卒者の初任給情報」をお
付けしています。

6 資料 3 をご覧ください。

今年 6 月 7 日に閣議決定されました「新しい資本主義のグランドデザイン及
び実行計画」でございます。

2 ページ上から 6 行目の下線部をお読みさせていただきます。「人への投資
のためにも最低賃金の引上げは重要な政策決定事項である。物価が上昇する中
で、官民が協力して、引上げを図るとともに、その引上げ額については、公労
使三者構成の最低賃金審議会で、生計費、賃金、賃金支払能力を考慮し、しっ
かり議論していただくことが必要である。」と、最低賃金の引上げに関する記
載がされているところでございます。

7 続きまして資料 4 をご覧ください。

今年 6 月 7 日に閣議決定されました「経済財政運営と改革の基本方針 2022」、
骨太方針でございます。

4 ページ上から 2 行目の下線部をお読みします。「人への投資のためにも最低
賃金の引上げは重要な政策決定事項である。最低賃金の引上げの環境整備を一
層進めるためにも事業再構築・生産性向上に取り組む中小企業へのきめ細やか
な支援や取引適正化等に取り組みつつ、景気や物価動向を踏まえ、地域間格差
にも配慮しながら、できる限り早期に最低賃金の全国加重平均が 1000 円以上と
なることを目指し、引上げに取り組む。こうした考えの下、最低賃金について、
官民が協力して引上げを図るとともに、その引上げ額については、公労使三者
構成の最低賃金審議会で、生計費、賃金、賃金支払能力を考慮し、しっかり議
論する。」と、最低賃金の引上げに関する記載がされているところでございま

す。

以上が、三重県最低賃金の改正諮問させていただきました背景等に係る資料説明でございます。

よろしく願いいたします。

(会 長)

はい、ありがとうございました。

只今、事務局の方から、本日の諮問の趣旨と説明をいただきました。

沢山の資料の説明がございましたので、なかなか直ぐに全部を理解するのは難しいかもわかりませんが、今の説明につきまして委員の皆様、ご質問等はございませんでしょうか。

よろしゅうございますか。

また、この資料につきましては、今後の審議の中で、皆様方にご利用をいただくことになろうかと思えます。

(2) 特定（産業別）最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）

(会 長)

ご質問もございませんようですので、それでは、次の議題に移らせていただきます。

議題の2番目、「特定（産業別）最低賃金の改正決定の必要性の有無について」の諮問をお受けしたいと思えます。

— 局長から会長に「諮問文」の手交 —

— (写) を各委員に配付する —

(会 長)

それでは、事務局の方で諮問文の朗読をお願いします。

(賃金係)

それでは、私から朗読させていただきます。

— 賃金係、 諮問文を朗読 —

(会 長)

それでは、只今の諮問の背景等について、事務局から説明をお願いします。

(室 長)

それでは、三重県特定（産業別）最低賃金の改定決定の必要性の有無に関しまし

て、ご説明させていただきます。

資料9をご覧ください。

先程の諮問の中にも別添のとおりとあったのですが、その別添が資料9の先の方についている形になっておりますのでよろしく願いいたします。

それでは、1ページをご覧ください。

これは、令和4年度における三重県特定（産業別）最低賃金改正等の申出に係る状況を取りまとめたものです。

今年度における三重県特定（産業別）最低賃金改正等につきましては、ガラス・同製品製造業以下4業種について、7月8日の申出締切日までに、「申出書」が提出され、所要の内容審査を行った上で申出書の受理をさせていただいたところでございます。

申出の要件は、「最低賃金に関する労働協約が適用されている場合の産業別最低賃金に係る申出については、当該労働協約が同種の基幹的労働者の概ね3分の1以上のものに適用されていること。」となっております。

「申出による労働協約等の適用労働者数」は、各申出代表者から提出のあった申出書に記載してある基幹的労働者数を入れてございます。「比率」は、「申出による労働協約等の適用労働者数」を「センサス等の基幹的労働者数」で割った比率となっております。

例えば、ガラス・同製品製造業を見ていただきますと、「センサス等の基幹的労働者数」が1,620人、「申出による労働協約の適用労働者数」が792人ということで、「比率」の欄をご覧くださいと、48.8%となっており、「おおむね3分の1以上」の要件を満たしてございます。

他の業種を同様の見方で見ていきますと、電線・ケーブル製造業が69.8%、電気機械器具製造業が59.0%、自動車・船舶製造等の輸送用機械器具製造業が49.8%となっておりまして、改定の申出のありました各産業（4業種）は、「おおむね3分の1以上」の要件を満たしているものと判断いたしました。

なお、2月に意向表明のありました6業種のうち、「洋食器・刃物・手道具・金物類製造業」及び「一般機械器具製造業」につきましては、7月8日までに申出書を提出されておられません。

（会 長）

ありがとうございました。

ご説明ありましたように、改定の申出のありました4業種につきましては、「おお

むね3分の1以上」要件を満たしているものとして、取り扱いさせていただきます。

次に、審議の方法について、ご意見がございませんでしょうか。

(中村和仁委員)

すみません。

(会 長)

はい、中村委員

(中村和仁委員)

今年度ですが、コロナにおきましても第7波が始まってまいりましたし、ご承知のとおりウクライナ情勢であるとか、円安、また冬にかけてのエネルギーの電力不足等々懸念材料が多い中でもありますし、厳しい議論が予想される中でありますので、できましたら小委員会で議論をしていただいとと考えておりますがいかがでしょうか。

(会 長)

只今、中村委員から小委員会を設置して議論をしてはいかがかというご提案を頂戴いたしました。私も同様に考えているところでございます。

それでは「特定（産業別）最低賃金の改正決定の必要性の有無について」の諮問をお受けしましたので、これについてどう取り扱うかを審議するための小委員会を設置することとしたいと思っておりますが、設置することにご異議ございませんでしょうか。

— 「異議なし」の声 —

(会 長)

はい、ありがとうございます。

「異議なし」というご発言をいただきました。

小委員会を設置して、改正決定の必要性について、別途、審議していくことといたします。

小委員会の委員につきましては、三重地方最低賃金審議会運営規程第3条に基づきますと会長が指名をすることになっておりますので、私のほうから指名をさせていただきます。

労側 葛山委員、藤岡委員、前田委員

使側 栗須委員、中村委員、別所委員

公益 藤本委員、三好委員、私、安井

以上9名の委員を指名させていただきます。指名させていただいた委員の皆さまにはよろしく申し上げます。

後日、当該委員へ事務局から指名書の交付をお願いしたいと思います。

(室 長)

承知しました。

小委員会につきましては、8月3日（水）午後1時30分に開催したいと思いますので、先ほど指名されました委員の皆様には、ご都合をつけていただきますようよろしくお願いいたします。

（会 長）

それでは、小委員会を8月3日（水）午後1時30分から開催とさせていただきますので、委員の皆様、日程調整をよろしくお願いいたしますと思います。

（3）三重県最低賃金の改正決定における審議の進め方について

（会 長）

それでは、次の議題に移らせていただきます。

「三重県最低賃金の改正決定における審議の進め方」について、事務局から説明をお願いいたします。

（室 長）

はい。まず、次回の最低賃金審議会の日程についてですが、現在のところ、予定通り進めば、「7月25日（月）」に中央最低賃金審議会の第4回目安に関する小委員会が開催され、何日か後、目安にかかる答申がなされる予定となっております。

当審議会としましては、次回の第3回審議会の7月29日（金）に目安の伝達等をさせていただきますと、考えてございます。

（会 長）

それでは、委員のみなさまには、第3回審議会を7月29日（金）午前11時から開催させていただきますので、お集まりいただきますようお願いいたします。

（室 長）

よろしくお願いいたします。

先程「三重県最低賃金の改正決定について」の諮問をさせていただきましたので、最低賃金法第25条第2項の「審議会は、最低賃金の決定又はその改正の決定について調査審議を求められたときは専門部会を置かなければならない。」とする規定に基づき、専門部会を設置することとなります。

つきましては、専門部会委員の推薦公示につきまして、「本日公示し、7月22日（金）締切り」ということで進めたいとございます。

また、最低賃金の改正決定に係る関係労働者及び関係使用者の意見聴取に関する公示については、本日公示し、7月22日（金）締切りで進めたいと考えてございます。

専門部会につきましては、8月1日から4日までの間に集中的に審議することとしておりますので、担当される委員の皆様には、ご都合をつけていただきますようよろしくお願いいたします。

(会長)

ありがとうございました。

その他、事務局、委員の皆様から何かご発言ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

では、只今、説明がありましたように、第3回の審議会が7月29日、答申の日が8月5日ということで、前回の審議会の時に決めさせていただきました。第4回の審議会の答申の日までの審議会・専門部会・小委員会の日程が決まってまいりました。

委員の皆様、特に、専門部会を担当していただく皆様には、7月下旬、8月上旬にかけて、限られた日程の中でご審議をいただくこととなります。お忙しい中ではございますが、日程調整の方をよろしくお願いいたします。

先ほど中央の方でも審議が始まっているということで、昨日も報道の中で、第2回の小委員会が開催をされたというニュースもございました。中央の方の審議の状況も見守って、我々も目安を受けて審議を進めて参りたいと思います。

中村委員のご発言にもありましたが、コロナも今また感染者が急激に増えてきております。第7波に突入をしたとも言われておりますが、委員の皆様がコロナに感染されてしまいますと、審議会が中断してしまう可能性がありますので、委員の皆様、十分感染対策にはお気を付けいただきまして、日程確保をしていただきたいと思いますと考えております。

今年の夏も暑い夏になり、審議も熱い議論が交わされることが想像されますが、最低賃金を上げ、消費を増やし、経済の好循環を目指していくのが我々の姿かなと思っております。それぞれの立場を配慮しつつ審議を進めてまいりますので、是非皆様方には、改めて慎重な審議をお願いしておきまして、本日の審議を終了とさせていただきます。

以上をもちまして第2回三重地方最低賃金審議会を終了させていただきます。

どうもありがとうございました。

(皆)

ありがとうございました。

以上